

令和2年5月19日

文部科学大臣

萩生田 光一 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 ト子



新型コロナウイルス感染症の影響下における 看護学生と看護師等学校養成所に対する支援に関する要望

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大により、看護職を目指す学生、そして教職員にも大きな影響が及んでいます。特に、臨地実習においては、その意義の重要性から、実習施設と看護師等学校養成所の双方による受け入れ時期や実習方法の調整等を行うことが求められています。

しかし、多くの実習施設では感染防止の観点から臨地実習の受け入れを停止・あるいは大幅に延期する事態となっています。地域によっては学内演習も実施が難しく、看護師等学校養成所はシミュレーション教育の強化や遠隔授業への切り替えなどに追われている状況です。加えて、今春より医療機関等に就業している新人看護職への教育にも遅れが見られています。

看護師等学校養成所における教育の工夫や学生の努力によって専門職として必要な知識、技術の習得に励むとしても、時間的な問題による教育機会の不足は否めません。かねてより看護職の離職の原因としてリアリティ・ショックも指摘されています。国民の生命と健康を守る専門職として臨床の場に出る前に、必要十分な教育を受ける機会を確保し、教育の質を担保するために特段のご配慮を賜りますようお願い致します。

要望事項

1. 臨地実習に代わる教育方法に関する範囲等の提示
2. 臨地実習に代わる教育方法に係る費用補助
3. 看護学生の就職活動に関する配慮

1. 臨地実習に代わる教育方法に関する範囲等の提示

すでに「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年2月28日）によって、「実習施設等の代替が困難である場合実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識および技能を修得することとして差し支えないこと」が示されている。しかし、各看護師等学校養成所で臨地実習に代わって行う教育方法が、国家試験受験資格を認められるかどうか不安と戸惑いを抱いている状況がある。また、看護師等学校養成所ごとの判断により、教育内容の差が大きくなる懸念もある。

そこで、教育の質を担保する観点からも、臨地実習に代わる教育方法に関する具体的な範囲、例示等を提示されたい。

2. 臨地実習に代わる教育方法に係る費用補助

臨地実習の実施が困難である状況下で、看護師等学校養成所はシミュレーション教育の強化や遠隔授業等への切り替えを行い、必要な教育内容の教授、教育水準の維持に努めている。しかし、シミュレーション教育用の教材の購入や遠隔授業の環境整備について財政面で苦慮している看護師等学校養成所も少なくない。

そこで、看護学生が必要な知識及び技能を修得するために臨地実習に代わる教育方法に係る財政措置を講じられたい。

3. 看護学生の就職活動に関する配慮

来年度卒業する看護学生に対する採用活動において、医療機関の感染予防対策により説明会や面接がWEB開催へ切り替えられ、通信環境をもたない学生が参加できない状況が発生している。また、県をまたぐ移動自粛の要請により採用試験への参加機会を逸するなどの影響が出ている。

そのため、看護学生の就職試験について、通信環境の格差や移動自粛による機会の不公平が生じないように、関係団体に対し配慮を求める事務連絡等を発出されたい。

以上